野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２４号

野田市廃棄物減量等推進審議会条例等の一部を改正する条例

（野田市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正）

第１条　野田市廃棄物減量等推進審議会条例（平成４年野田市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第１０号までを１号ずつ繰り上げる。

（野田市消防委員会条例の一部改正）

第２条　野田市消防委員会条例（平成７年野田市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第９号までを１号ずつ繰り上げる。

（野田市人権・男女共同参画推進審議会条例の一部改正）

第３条　野田市人権・男女共同参画推進審議会条例（令和６年野田市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「３３人」を「３２人」に改める。

第４条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第２５号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条中野田市人権・男女共同参画推進審議会条例第３条の改正規定は、令和１０年４月１日から施行する。